



那須

6 月号
No.730
2020年(令和2年)

心ひとつに

外出・営業自粛等にご協力いただきありがとうございました。那須町は、新型コロナウイルス感染症に対して、皆さまの安全安心な暮らしを守ることを最優先に考えております。警戒心を緩めることなく心ひとつに那須町を守っていきましょう！

目次

特集～町民の皆さまへ～	2
タウンピックアップ	4
タウンinformation	11
子育て・ほけんだより	12
みんなの広場	14
「殺生石」物語考	18

～町民の皆さまへ～

経済回復のために、迅速な対応と情報発信に努める

4月16日、全都道府県が国の緊急事態宣言の対象となったことにより、栃木県から、緊急事態措置として営業自粛や施設の利用制限が要請されました。

また、近隣自治体の感染拡大を受け、町及び北那須3市町は、4月27日に町の非常事態宣言（3市町は翌日に共同宣言）を発表し、5月7日の緊急事態宣言解除後も、5月末までを警戒期間として継続した取り組みを行ってまいりました。この間、外出自粛や営業自粛などにご協力をいただきました町民並びに町内事業者の皆様には、心より感謝申し上げます。

長期に渡る営業自粛などにより、町の経済はかつて経験したことがないほど落ち込んでいます。町は、町民の暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症に関連した国、県並びに町独自の緊急支援策を取りまとめた補正予算を、5月7日開催の町臨時議会において決定しました。これらの支援策については、広報5月号の別冊にまとめ、各ご家庭へ配布しご活用をいただいているところです。

計上された各種事業については、生活を守るための緊急支援が主な内容です。5月8日から、県や町の要請等により営業を自粛された事業者への感染拡大防止支援金の申請受付を開始、11日から、ゆめプラザ・那須において雇用調整助成金・持続化給付金の相談窓口を開設、14

日には一人あたり10万円を支給する特別定額給付金の郵送申請書を発送しました。6月には、那須町中小企業振興資金融資制度について、支払の猶予や借入時に信用保証料を全額補助するなど拡充しました。また、国が実施する雇用調整助成金を申請された事業者に対して助成金交付額の10%を支援金として交付する「事業者向け雇用維持支援金」の実施に向け準備を進めるなど、関係各課において順次取り組みを進めております。

今後は、国が示す「新しい生活様式」や、業種ごとに各団体がまとめたガイドラインに沿って、感染予防を徹底しながら経済を回復させていかなければなりません。このため町は、経済回復のための初期支援策として、観光誘客を中心に様々な経済支援対策事業等を取りまとめ、2次補正予算として、6月24日開催予定の町臨時議会に提出してまいります。

引き続き関係機関と連携し、迅速な対応と情報発信に努め、各種支援策や経済再生のための事業に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様には、警戒心を緩めることなく、感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。心ひとつに那須町を守っていきま

那須町長

平山幸宏

一日も早い 安心安全な 暮らしを 社会を

町民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の発生以来、3密を避ける行動、各種行事の中止及び活動の自粛等に対しまして、ご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

国は、4月16日に全都道府県に対し、緊急事態宣言を発令しました。それを受け、町では4月27日に「非常事態宣言」が発表されましたが、これにより一層町民の危機意識は高まったものと考えています。

一方で、学校の臨時休業が続き、保護者の皆様も、子どもたちの教育環境の面でも多くの不安を抱えていることと思います。私どもとしましても、学習面もさることながら体力面の低下を懸念しております。一日も早い元気で明るい学校生活を送れるよう願っております。

この難局を乗り越えるため、議会は5月7日に開催しました臨時会において、国及び町独自の緊急支援施策を議決いたしました。今後は、さらに感染症対策費用を捻出するため、議会事務局費の削減を含めた提案を行い、一日も早い町民生活における安心・安全が確保できますよう、議会一丸となって取り組んでまいります。

皆様には、国が提唱する「新しい生活様式」を意識しながら、引き続き感染症対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

那須町議会議長

薄井博光

「学校臨時休業」への ご理解とご協力に感謝

新型コロナウイルス感染症対策による「学校臨時休業」も5月末で3カ月になりました。この間、保護者やご家族の皆様には、ご家庭において子どもたちの生活面や学習面に寄り添っていただいたことに心から感謝申し上げます。

6月1日から学校を再開しましたが、今後第2波、第3波の影響が出ることも心配されますので、学校においては、新しい生活様式による新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバス車内の消毒と換気の徹底を実施しているところです。ご家庭においても、引き続きお子さんの体調管理をよろしく願います。

さて、3月からの3カ月間の臨時休業で47日分の授業ができませんでした。これから昨年度の未指導分と今年度分をあわせて、今年度末までに全ての単元を終了させなければなりません。今後長期休業や予備時数、さらにはいくつかの学校行事を授業に充て、授業時数の確保に努めたいと考えております。

そこで町では、夏季休業期間を8月8日から8月16日までの9日間、さらには秋季休業期間も10月10日から10月13日までと大幅に日数を短縮し授業を実施します。冬季休業と春季休業については、今後の状況を見定めてから授業に充てる日数を決めたいと考えております。皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

那須町教育委員会教育長

平久井 好一



警戒心を緩めることなく 予防に努めましょう

新しい生活様式

1. 一人ひとりの基本的 感染対策

○感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保
- ② マスクの着用
- ③ 手洗い

- ・ 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・ 会話をしている際は可能な限り真正面を避ける。
- ・ 外出時、屋内にいるときや会話をしているときは症状がなくてもマスクを着用する。

- ・ 家に帰ったらまず手や顔を洗う、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
- ※高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方と会う際には体調管理をより厳重にする。

○移動に関する感染対策

- ・ 帰省や旅行は控えめにする。
- ・ 発症したときのため誰とどこで会ったかをメモ等で残す。

2. 日常生活

- ・ まめに手洗い、手指消毒をする。

- ・ 身体的距離を確保する。
- ・ 3密（密集 密接 密閉）を回避する。
- ・ 毎朝体温測定し発熱、かぜの症状がある場合は自宅で療養する。

3. 生活場面ごとの例

○買い物

- ・ 通販も利用する。
- ・ 1人または少人数ですいた時間に行く。
- ・ 計画を立てて素早く済ませる。

○公共交通機関の利用

- ・ 会話は控えめにする。
- ・ 混んでいる時間帯は避ける。
- ・ 徒歩や自転車利用も併用する。

○食事

- ・ 持ち帰りや出前、デリバリーも利用する。
- ・ 対面ではなく横並びで座る。

○娯楽・スポーツ等

- ・ 公園はすいた時間や場所を選ぶ。
- ・ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用する。
- ・ ジョギングは少人数で行う。

○冠婚葬祭などの親族行事

- ・ 多人数での会食は避ける。
- ・ 発熱やかぜの症状がある場合は参加しない。

持続化給付金申請サポート会場が開設

商業・農業等個人事業者（フリーランスを含む）と中小法人に支給される持続化給付金の相談窓口（要予約）が開設されました。

▼給付要件 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること等

※申請サポート会場の利用には、予約が必要です（予約には会場コードが必要です）。

▼場所 ○トコトコ大田原
会場コード0909

○黒磯公民館（いきいきふれあいセンター）会場コード0910

▼予約方法
・ 自動ガイダンス 24時間
☎0120・835・130

・ オペレーター対応
平日午前9時～午後4時
☎0570・077・866

▼問合せ
○ 問合先

○ 商業者
観光商工課商工係 ☎76918

○ 農業者
農林振興課農政係 ☎76911

町新型コロナウイルス対策本部会議の開催状況

※第1～6回の内容は広報4月号に、第7～12回の内容は広報5月号に掲載しています。

第13回〔4月27日（月）〕

- 大田原市居住者の感染症患者の発生について
- 緊急経済対策「緊急支援フェーズ」について
- 道の駐車場等の閉鎖について
- 感染拡大防止協力事業者の上下水道料の減免について ほか

第14回〔5月5日（火）〕

- 県の基本的対応方針の改正及び栃木県緊急事態措置について ほか

第15回〔5月8日（金）〕

- 警戒期間について ○公共施設等の取扱いについて ほか

第16回〔5月15日（金）〕

- 県の基本的対応方針及び今後の対応について ○公共施設等の取扱いについて ○小中学校の再開、保育園の自主休園要請の解除について ほか

第17回〔5月22日（金）〕

- 町内小中学校の再開について
- 町イベント等の開催の目安について

新型コロナウイルス関連情報

About Novel Coronavirus

町ホームページと那須町安全安心メールで 関連情報を随時配信しています



町ホームページ
新型コロナウイルス関連情報

次の施設に広報那須を配置していますので、ご自由にお持ちください。

- 湯本・伊王野・芦野支所
- 文化センター
- 町立図書館
- ゆめプラザ・那須
- 道の駅那須高原友愛の森観光交流センター
- 道の駅東山道伊王野まつり伝承館
- ダイユー那須高原店
- ザ・ビッグ那須店

特別定額給付金のお知らせ

簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うため、
特別定額給付金を給付します。

- 対象 令和2年4月27日現在で町に住民登録のある方
- 給付額 給付対象者1人につき10万円
- 申請者 給付対象者の属する世帯の世帯主
- 申請方法

- ①郵送申請 町から郵送された申請書に必要事項を記入し、受取口座の通帳またはキャッシュカードの写しと、申請者の本人確認書類(運転免許証等)の写しを裏面に添付し、返信用封筒で申請してください。
- ②オンライン申請 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで申請できます。

- 申請期限 令和2年8月17日(月)(消印有効)
- 問合せ 総務課定額給付金係 ☎72-6901

感染予防のため申請は郵送
またはオンラインで!



町施設の利用制限

- 文化センター(☎72-6565) 人数制限、大ホール・小ホール・調理室は利用不可
 - 那須歴史探訪館(☎74-7007) 20人以上の団体客人館不可
 - 町立図書館(☎72-5840) 午前9時〜午後5時、学習室は利用不可、その他貸出点数制限等利用制限あり
 - スポーツセンター(☎72-5959) 人数制限、トレーニング室・シャワー室・更衣室は利用中止
 - 中央運動公園・中央テニスコート(☎72-5959) 人数制限
 - 那須スイミングドーム(☎72-6788) エアロバイク利用中止
 - ゆめプラザ・那須(☎72-6959) 会議室は夜間のみ利用可
栄養指導室は利用不可
 - 子育て支援センター内子どもの遊び場(☎71-1137) 町民限定、人数制限、予約制
 - わんぱくキッズランド(☎73-5348) 町民限定、人数制限、予約制
- ※今後の状況に応じて見直しをする場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。また、施設を利用する方は各自各団体でも感染症対策をお願いします。

傷病手当金の支給

- (国民健康保険・後期高齢者医療)
- ▼対象 国民健康保険または後期高齢者医療に加入している期間に次の①または②に該当し、会社等を休み給与収入が減少した方
 - ①新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - ②発熱等の症状があり感染が疑われた場合
 - ▼支給の対象となる期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
 - ▼支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数
 - ▼適用期間 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6カ月)
 - ▼申請方法 申請書を住民生活課に郵送または持参で提出
 - ※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。また、住民生活課で配付します。
 - ▼申請・問合せ 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

新型コロナウイルス感染症 相談・受診の目安が変わりました

※この目安は町民の皆さまが相談・受診する目安です。
検査は医師が個別に判断します。



栃木県新型コロナウイルス
コールセンター
☎0570-052-092
24時間対応
(土日祝日を含む)

○相談・受診の前に

- ・発熱等のかぜ症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等のかぜ症状があるときは毎日、体温を測定し記録しておく。
- ・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

○コールセンターに相談する目安

次のいずれかの場合には、すぐにご相談ください（該当しない場合も相談できます）。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

お子さまをお持ちの方へ

小児は、小児科医による診察が望ましいので、コールセンターやかかりつけ小児科医療機関に電話などでご相談ください。



医療機関にかかるときのお願い

複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。また、医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

**那須九尾まつりを
中止します**

今年9月に開催を予定していた那須九尾まつりは、新型コロナウイルス感染症の対策上、皆さまの健康と安全面を考えた結果、中止することを決定しました。イベントへの参加を予定していた皆さま、関係者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

▼問合せ 那須九尾まつり実行委員会（観光商工課内）
☎(72)6918



**町民体育祭テニス大会
（硬式）を中止します**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、6月21日（日）に開催を予定していました、町民体育祭テニス大会（硬式）は中止となりました。

▼問合せ 那須町体協テニス専門
部事務局 小倉 ☎(72)7531

事業者の方へ

**令和2年度労働保険
（労災保険・雇用保
険）年度更新を8月
31日まで延長します**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、年度更新期間を8月31日まで延長します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

労働保険の年度更新は栃木労働局労働保険徴収室、労働基準監督署、公共職業安定所にご提出ください。郵送、電子申告でも申請を受け付けていますので、来所することなく申請することができます。

▼問合せ

- 栃木県労働局労働保険徴収室
☎028-634-9113
- 大田原労働基準監督署
☎0287-22-2279
- 黒磯公共職業安定所
☎0287-62-0144



春の叙勲

旭日単光章

川崎庚生さん



令和2年春の叙勲で、川崎庚生さん（穂積）が旭日単光章を受章されました。

川崎さんは、平成10年4月から平成30年3月までの20年間、大島第7自治会の会長を務め、ごみ収集所の管理や道路河川の清掃、景観保持活動、また、独居高齢者世帯に対する自治会費の減免等自治会独自の施策に取り組むなど、長きにわたり地域の健全な発展に貢献されました。

平成20年4月から平成30年3月までの10年間は、那須町自治会連合会の会長を務め、自治会相互の連絡調整と親睦を図り、明るく住みやすい地域社会づくりに尽力されました。

さらに、平成20年から10年間は、栃木県自治会連合会常任理事を、平成24年から2年間は栃木県自治会連合会副会長を歴任されました。

那須町自治会連合会の役員が改選

地域のリーダーとして地域づくりに尽力されている自治会長（90名）で構成する「那須町自治会連合会」では、自治会相互の連絡協調を図るとともに、明るく住みよい地域社会づくりを目指し活動を行っています。

総会において、会長に鈴木友実さん（横町下）、副会長に高久弘

さん（高久）、秋元優さん（下半俵）、伊藤弘さん（下町）がそれぞれ選出されました。今後のご活躍を期待いたします。



鈴木友実さん



高久弘さん



伊藤弘さん



秋元優さん

5月議会臨時会 令和2年度一般会計補正予算など8議案を可決

令和2年第2回那須町議会臨時会が5月7日に開催され、8議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【一般会計補正予算】

歳入は、国の緊急経済対策を受け特別定額給付金などの国庫補助金を増額するほか、財政調整基金繰入金を増額しました。

歳出は、特別定額給付金および子育て世帯臨時特別給付金の事業費を計上したほか、町独自の緊急経済対策として緊急生活支援給付

金、雇用維持支援金および新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金などの費用を令和2年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、26億7,070万円が追加され、163億270万円となりました。
【那須町国民健康保険条例の一部を改正する条例】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、感染した被用者等に対して傷病手当金を支給するための改正を行いました。

ふるさと納税寄付額が過去最高を更新！

令和元年度ふるさと納税での町への寄付額が過去最高の3億185万円となりました（前年比18.1%）。

寄付金は、寄付をしていただいた方の町に対する思いを大切に受け止め、子育て支援等の事業に活用しています。

「新型コロナウイルス感染症対策事業」を新設

町は、新型コロナウイルス感染症の影響で観光業、商工業等に大きな被害を受け、長期的な対策が必要になっています。このことから、ふるさと納税の使い道に「新型コロナウイルス感染症対策事業」を新たに追加し、新型コロナウイルス感染症に関する事業にもふるさと納税を活用していきます。

▼問合せ 企画財政課まちづくり係
☎ 0276-9335





職員採用試験

令和3年度に採用する職員を募集します

町職員

▼職種・採用予定人員

- ① 一般事務 2名程度
- ② 一般事務(身体障がい者対象) 3名程度

③ 土木技師 1名

④ 運転手 1名

▼受験資格

- ① 一般事務 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する者(令和3年3月卒業見込みの者を含む)
- ② 一般事務(身体障がい者対象) ※次の全ての要件を満たす者
昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する者(令和3年3月卒業見込みの者を含む)

私たちと一緒に働こう!

③ 土木技師 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校の土木学科卒業または同程度以上の学力を有する者(令和3年3月卒業見込みの者を含む)

- ④ 運転手 昭和60年4月2日以降

に生まれた者で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する者で大型運転免許を有し、5年以上の大型自動車運転の実務経験がある者

▼試験日程・場所・内容

【一般事務、一般事務(身体障がい者対象)、土木技師】

- 第1次試験
・日 時 9月20日(日)午前8時20分～正午
- ・場 所 国際医療福祉大学
- ・内 容 一般教養試験、性格特性検査

- 第2次試験
・期 日 10月中旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 8月30日(日)午前9時15分～11時15分
- ・場 所 本庁3階正庁
- ・内 容 作文試験、性格特性検査

- 第2次試験
・期 日 10月中旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 9月20日(日)午前8時20分～正午
- ・場 所 国際医療福祉大学
- ・内 容 一般教養試験、性格特性検査

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

消防職員

▼職種・採用予定人員

消防吏員 若干名

▼受験資格 平成4年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業(令和3年3月卒業見込みを含む)程度以上の学力を有する者

※採用された場合には、那須地区消防組合管内(那須町・那須塩原市・大田原市)に居住できる者

- 第1次試験
・日 時 9月20日(日)午前8時20分～正午
- ・場 所 国際医療福祉大学
- ・内 容 一般教養試験、性格特性検査

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

▼申込み・問合せ 総務課人事係

☎ 6901
〒329-3292
那須町大字寺子丙3-13
<http://www.town.nasu.lg.jp>

共通事項

○受付期間

7月1日(水)～7月31日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

※郵便の場合は、当日消印有効

※採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

- 次の者は受験できません
- ① 日本国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- 第1次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第1次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

- 第2次試験
・日 時 10月下旬予定
(第1次試験合格者に通知します)
- ・内 容 面接等

6月は土砂災害防止月間です

これから梅雨や台風による大雨の季節を迎え、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害から大切な家庭を守るため、気象情報に注意し、避難場所を確認する等、土砂災害に備えましょう。土砂災害ハザードマップは、町や県のホームページのほか、役場本庁、各支所で閲覧できます。また、土砂災害ハザードマップを掲載した那須町防災マップも作成していますので、ぜひ活用ください。

■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

6月17日(水) 午前10時頃 緊急地震速報訓練を実施します

全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練として、6月17日午前10時頃、那須町防災行政無線から緊急地震速報の音声放送と那須町安全安心メール登録者にメール配信を行います。

また、緊急地震速報訓練に伴い、町民の方を対象としたシェイクアウト訓練を実施します。訓練放送が開始されましたら、その場で身を守る行動をとる等、訓練への参加をお願いします。

▼配信内容
緊急地震速報（震度5程度）
※シェイクアウト訓練とは、想定

した地震発生時間に、参加者が会場に集まることなく、それぞれの場所で自分の身を守るための安全行動を一齐に行うものです。
※防災行政無線からの放送内容は、☎0120・55・1123（または☎0180・99・2277）で確認できます。

▼問合せ 総務課防災交通係
☎72-6902



あわせて登録 備えて安心 那須町安全安心メール ヤフー！防災速報

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、コードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー！防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

ご存じですか？お得なマイナポイント！

民間キャッシュレス決済サービスでの、チャージやお買い物に対して、国（総務省）がポイントを上乗せする「マイナポイント事業」が実施されます。1人につき上乗せ率は25%で、2万円分のチャージやお買い物に対して上限5千円分となります。

ポイントの上乗せを受けるためには、マイナンバーカードが必要です。さらに「マイキーID設定（マイナポイントの予約）」を行う必要があります。予約は、パソコンやスマートフォンでもできますが、町でも設定支援業務を行っ

ています。

▼日時 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

▼場所 役場本庁1階町民ホール（マイナポイント事業臨時相談窓口）

▼持ち物 マイナンバーカード
※予約者数が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る場合があります。詳細は、総務省ホームページ（<https://mynumbercard.go.jp>）をご覧ください。

▼問合せ 企画財政課総合政策係
☎72-6906

国税に関することは税務署に 電話でお問い合わせください

国税に関する相談、質問は、電話でお問い合わせください。税務署では、お受けした電話を自動音声案内で案内しています。相談内容により番号を選択してください。

▼「1」国税に関する相談・質問
電話相談センターへおつなぎします。音声案内により、相談内容の番号を選択してください。

- ① 所得税、② 源泉所得税・年末調整、③ 相続税・贈与税・譲渡所得、④ 法人税、⑤ 消費税・印紙税、⑥ その他のご相談

▼「2」税務署窓口での相談
税務署窓口での相談は、窓口の混雑緩和のため、原則、予約をお願いいたします。

※予約なく来署されますと、相当の時間お待ちいただくか、再来署をお願いする場合があります。

▼「3」消費税の軽減税率制度に関する相談・質問
消費税の軽減税率制度に関する専用窓口へおつなぎします。

▼問合せ 大田原税務署
☎0287・22・3115

防除方法

- ①根ごと掘り取る。
- ②種がある場合は花をハサミ等で切り取り、種がこぼれないように袋等に入れる。
- ③その場に広げて2～3日天日にさらして枯死させる。
- ④町指定のごみ袋（黄色）に入れて可燃ごみとして出す。

特定外来生物の 防除・駆除にご協力ください！

▼外来生物とは？

もともとその地域に存在しておらず人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことです。

▼特定外来生物とは？

外来生物の中でも生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定されます。

▼外来生物対策の必要性

町内には特に「オオハンゴンソウ」「オオキンケイギク」が多く生息しています。この2種は強靱な繁殖力で密集して生え、大群落を形成するため、在来種を駆逐してしまうおそれのある特定外来生物です。

▼防除の際の注意

- ・繁殖力が非常に強いいため根を引き抜いた後あまり土を払わないよう注意してください。
- ・特定外来生物を生きたまま許可無く運搬することは違法な行為です。
- ・特定外来生物はさまざまな場所に生息しています。土地所有者の許可を得ずに土地へ侵入したり、無断での駆除作業はしないでください。

▼問合せ

○環境省日光国立公園那須管理官事務所 ☎(76)7512

○町環境課環境保全係 ☎(72)6916

○オオハンゴンソウ



開花：7月～10月
草丈：50cm～3m

○オオキンケイギク



開花：5月～7月
草丈：30～70cm

○セイタカアワダチソウ



開花：9月～11月
草丈：1～3m

【形状】背が高くなり、大きな群落をつくる。黄色の小花の集合体を円錐形に開花させる。

特定外来生物ではありませんが繁殖力が強い植物ですので、駆除にご協力ください。

【形状】黄色の直径4～6cmの花を、細長い花茎の先につける。葉は茎の下の方に集まってつき、両面に粗い毛がある。

空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場本庁で掲示しています。

測定日：令和2年5月7日
測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ
単位：マイクロシーベルト/時 (μSv/h)
■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】（測定の高さ：地上50cm）

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	0.06	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.12
大丸駐車場	0.07	大谷福祉館	0.14	中央運動公園	0.13
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.09	夕狩地区集会所	0.08	あたごハイツ	0.09
那須湯本駐車場（那須高原観光案内センター前）	0.08	千振公民館	0.14	田中地区コミュニティセンター	0.15
湯本支所	0.12	逃室地区集会所	0.13	芦野支所	0.12
県道那須高原線下守子バス停	0.12	大島コミュニティセンター	0.09	追分バス停	0.11
室野井公民館	0.11	大同集落センター	0.14	養沢生活改善センター	0.13
道の駅 那須高原友愛の森	0.12	成沢地区集落センター	0.10	伊王野支所	0.12
池田地区農村センター	0.14	境の明神	0.11	道の駅 東山道伊王野	0.12
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.11	稲沢公民館	0.07